

佐賀県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定

政府行動計画の改定を踏まえ、新型コロナ対応の経験を活かし、県独自の取組を含めて計画を抜本的に改定

1. 今回の改定のポイント

- 新型コロナ対応の経験を活かし、県独自の取組を含める
- 政府行動計画で定められた**13の対策項目**について、**対策を3期（準備期、初動期、対応期）**に分けて記載
 - ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬県民生活・県民経済

※新設項目に下線
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症の流行も念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定
- 状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替えを想定

2. 新型コロナ対応時の県独自の取組例

Point 1

県職員と医療関係者がタッグを組み、**病床確保や入転院調整に取り組む「プロジェクトM」**を創設

Point 2

県、市町、医療機関が一体となって、**全国トップレベルのワクチン接種スピード**を実現

Point 3

国の「まん延防止等重点措置」の決定を待たず、病床ひっ迫の予兆を捉えたら速やかに**独自の「医療環境を守るための非常警戒措置」**を発出

Point 4

感染者発生届の**「全数報告」**を全国で**最初に取りやめ**
独自の「佐賀型フォロアアップシステム」により混乱が生じないよう対処

Point 5

新型コロナウイルス感染症対策本部会議を**155回開催、全てを公開**するとともに**動画で発信**
感染状況に応じた県庁舎のライトアップや、状況を分かりやすくまとめた「コロナウイルスボード」を日々公開するなど、**県民への情報発信を徹底**して実施

佐賀県新型コロナウイルス等対策行動計画の全体像

第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と政府行動計画

- 第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等
- 第2章 佐賀県新型コロナウイルス等対策行動計画の策定及び改定

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
- 第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目

新型コロナウイルス対応時の佐賀県独自の取組

- ・ 病床確保や入転院調整に取り組む「プロジェクトM」を創設
- ・ 全国トップレベルのワクチン接種スピードを実現
- ・ 独自の「医療環境を守るための非常警戒措置」を発出
- ・ 感染者発生届の「全数報告」を全国で最初に取りやめ
- ・ 県対策本部会議を動画配信するなど、徹底した情報発信



盛り込む

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
 - ・ 疑い事例発生で情報連絡室を設置、政府対策本部設置後直ちに県対策本部を設置
 - ・ コールセンター、医療支援、疫学分析などのチームを設置
- 第2章 情報収集・分析
 - ・ 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切替え
- 第3章 サーベイランス
 - ・ 平時から感染症の発生動向を調査し、早期探知
 - ・ 有事のサーベイランス（入院、ゲノム等）を実施
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - ・ 県対策本部会議の動画発信、ウイルスボードによる感染状況の公表
 - ・ コールセンターの多言語対応、県ホームページに対話型AIを活用
- 第5章 水際対策
 - ・ 検疫所と有事に備えた訓練、検疫所の検査体制への協力
- 第6章 まん延防止
 - ・ 必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を要請
 - ・ 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
- 第7章 ワクチン
 - ・ ワクチンの供給・接種体制の構築
 - ・ 離島住民への接種を検討
- 第8章 医療
 - ・ 救急医療や通常診療を確保するため、計画的な医療提供体制や宿泊療養体制などを整備
- 第9章 治療薬・治療法
 - ・ 安定的な供給が困難な場合は、医療機関等に対し必要に応じて配分（国備蓄分など）
- 第10章 検査
 - ・ 必要に応じて、民間検査機関に検査を要請
- 第11章 保健
 - ・ 保健所等の業務を一元化、外部委託による業務の効率化を推進
- 第12章 物資
 - ・ 必要な感染症対策物資を備蓄
 - ・ 感染症対策物資が不足する医療機関や高齢者施設等に対し必要に応じて配布
- 第13章 県民生活・県民経済
 - ・ 必要に応じて、影響を受けた事業者に対する適切な支援を検討